

第 14 章 承継制度

第一種高圧ガス製造者等がその事業を承継した場合は、遅滞なく承継届を 2 部（正・副）提出する。

【承継の対象となるケース】

形 態		事 由		相 続	合 併	分 割	譲 渡	引 渡	様 式
		第一種製造者	第二種製造者						
製 造	第一種製造者	○	○	○					第 3 号
	第二種製造者	○	○	○	○				第 4 号
第一種貯蔵所							○	○	第 18 号
特定高圧ガス消費者		○	○	○	○				第 26 号

- ※ 1 分割は、事業の全部を承継させる場合に限る。
- ※ 2 承継届には、その事実を証する書面を添付する。
- ※ 3 第二種貯蔵所については、経済産業省高圧ガス保安室からの下記のとおり周知がありました。「所有者又は占有者」を把握する必要があるので、第 1 章 1.5 (6)を参照し、様式第 31 号による届出を行ってください。

第 2 種貯蔵所の承継手続の運用についての周知

平成28年11月18日

高圧ガス保安室

高圧ガス保安法において、第 2 種貯蔵所については承継規定がありません。

多くの都道府県において、これまで第2種貯蔵所の届出者の名称、所有者の変更等があった場合には、廃止届(法 2 1 条 4 項)と、新たに所有者又は占有者となる者による新規の第 2 種貯蔵所の届出(法 1 7 条の 2)により対応していると仄聞しているところですが、高圧ガス保安法の趣旨を踏まえ、今後は下記により運用するよう、宜しく対処下さい。

記

第 2 種貯蔵所の名称、所有者等の変更があった場合、当該第 2 種貯蔵者の届出者、「所有者又は占有者」に対し、法律に基づく手続きは必要ありません。
 なお、第 2 種貯蔵所に関し、技術基準の遵守義務(法 1 8 条)等が課されている「所有者又は占有者」について、必要に応じ各都道府県の判断により、氏名又は名称、連絡先の把握に努めることを排除するものではありません。